

平成31年4月3日

東京都議会議長
尾崎大介 殿

東京都議会情報公開推進委員長
栗下善行

東京都議会情報公開条例第21条の規定に基づく諮問について（答申）

平成30年12月21日付30議総第919号により東京都議会議長から諮問のあった件について、別紙のとおり答申します。

別紙

30 諮問第 1 号

答 申

1 委員会の結論

神奈川県立の障害者施設において平成 28 年 7 月に発生した事件に関する都民の声 4 件及び陳情 1 件を一部開示とした決定について、審査請求人（以下「請求人」という。）が開示を求めている部分を非開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都議会情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 4 号。以下「条例」という。）に基づき、請求人が行った別紙に掲げる開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都議会議長が平成 30 年 3 月 27 日付けで行った一部開示決定 2 件について、それぞれ取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

本件非開示部分は、陳情者の電話番号及び印影、公務員でない意見提出者の氏名や電子メールアドレスを除いて、いずれも、条例第 7 条のいずれの号にも該当しないか、たとえ該当したとしても、開示を定めた同号ただし書全てに該当する。

非開示部分は、陳情者の電話番号及び印影、公務員でない意見提出者の氏名や電子メールアドレスを除いて、いずれも、条例第 11 条に該当する。

報道記事の情報は、当然に、公開情報として扱うべきである。

非常に多くの自治体で、投書・意見・要望・苦情等の内容が情報公開請求に対して開示になっている。それでもなお、処分庁の表明するおそれは現実のものとはなっていない。

国会議員、都道府県議会議員、市区町村議会議員等の政治家が意見・苦情・問い合わせ等をしてきたのであれば、その行為は政治家という特別職の地方・国家公務員の職務遂行情報であり、その氏名やメールアドレスは氏名のふりがなも含めて公務員の職務遂行情報及び慣行として公になっているかそう予定されている情報であり、連絡先や住所等も事務所や議員宿舍等ののであれば公表慣行がある。一般市民からの問い合わせについては開示すべきでなくとも、本件事件の重大性から、政治家が問い合わせをすることも十分に考えられる。そのような場合は、政治資金規正法の規定からも、政治家としての公務であり、プライベートには当たらない。

3 審査請求に対する所管課の説明要旨

弁明書及び口頭説明における所管課の説明を要約すると、以下のとおりである。

(1) 都民の声について

第一に、請求人は文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法であると主張しているが、本件開示請求に対し、開示決定期間を延長の上、東京都議会（以下「都議会」という。）の保有する公文書から慎重かつ広範に探索しており、一部開示決定に係る公文書（都民の声4件、陳情1件）のほか、既に都議会が公表・提供を行っており開示請求によることなく閲覧等が可能である文書についても、あわせて請求人に教示を行ったところである。

また、仮に請求人が対象とすべきとする文書を具体的に想定しているのであれば、そもそも「一切の文書」を請求するのではなく、文書を特定して開示請求をすればよく、その場合には特定の文書につき不存在を通知することが可能であった。

なお、開示請求書の「1 開示請求書に係る公文書の件名又は内容」に記載がある「たとえば、」以降の文書等の羅列については、指し示す文書等が定かでない記載が多かったことから、請求人に問い合わせ、例示に過ぎない点を確認している。

このように文書の探索に不十分な点はなく、また、請求人の探索が不十分等の主張は具体性を欠いており、探索が不十分等の主張は当たらない。

第二に、請求人は本件非開示部分は、公務員でない意見提出者の氏名や電子メールアドレスを除いて、いずれも、条例第7条のいずれの号にも該当しないか、たとえ該当したとしても、開示を定めた同条ただし書全てに該当すると主張しているが、申立人以外の第三者氏名、申立人のブラウザ及びホスト名は個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、条例第7条第1号に該当する。また、本件公文書の申立人のご意見・ご要望には申立人の個人的な考え方やプライバシーに関する情報が記載されていることから、公にされることで個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第1号に該当する。

また、本件非開示部分が開示を定めた同条第1号ただし書に該当するかどうかであるが、本件非開示部分のうち、申立人以外の第三者氏名、申立人のブラウザ及びホスト名は、個人情報として適正に管理すべきものであり公にされるものではない。申立人のご意見・ご要望の内容も、個々の内容を広く一般に知らせてはならないことから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には当たらない。したがって、同条第1号ただし書に該当しない。次に、本件非開示部分はあくまでも申立人に関する個人的な情報であり、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要とするだけの特段の事情は認められない。したがって、同条第1号ただし書に該当しない。次に、本件公文書からは申立人が公務員等であるとは確認できないため、本件非開示部分を公務員等の職務の遂行に係る情報として扱うことはできない。したがって、同条第1号ただし書に該当しない。

第三に、請求人は本件非開示部分が、公務員でない意見提出者の氏名や電子メールアドレスを除いて、いずれも、条例第11条に規定する公益上の理由による裁量的開示に該当すると主張しているが、本件非開示部分に記載された情報は住民の生命・財産等を保護するために公にすることが認められる等の公益上特段の必要性は認められない。したがって、条例第11条には該当しない。

第四に、請求人は報道記事の情報は当然に公開情報として扱うべきであると主張しているが、本件公文書に引用された報道記事は都議会が直接取得し保存する報道記事ではなく、あくまでも申立人の意見中に引用された情報であり、慎重な扱いが求められる。

本件公文書に引用された報道記事中の容疑者、被害者及び被害者家族の氏名は機微な個人情報として保護の必要性が高く、公にすることにより、個人の社会的な名誉や平穏な生活、忘れられる権利などの権利利益を侵害するおそれがあると認められるため、開示するべきではない。

第五に、請求人は、非常に多くの自治体で投書・意見・要望・苦情等の内容が情報公開請求に対して開示になっており、それでもなお、処分庁の表明するおそれは現実のものとはなっていないと主張しているが、本件公文書には申立人の個人的な考え方やプライバシーに関する情報が記載されていることから、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、請求人の主張は当たらない。

第六に、請求人は、国会議員、都道府県議会議員、市区町村議会議員等の政治家が意見・苦情・問い合わせ等をしてきたのであれば、その行為は政治家という特別職の地方・国家公務員の職務遂行情報である等と主張しているが、本件公文書からは申立人が政治家であるとは確認できないため、請求人の主張は当たらない。

したがって、請求人の主張には理由がなく、本件処分は妥当である。

(2) 陳情について

第一に、請求人は文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法であると主張しているが、本件開示請求に対し、開示決定期間を延長の上、都議会の保有する公文書から慎重かつ広範に探索しており、一部開示決定に係る公文書（都民の声4件、陳情1件）のほか、既に都議会が公表・提供を行っており開示請求によることなく閲覧等が可能である文書についても、あわせて請求人に教示を行ったところである。

また、仮に請求人が対象とすべきとする文書を具体的に想定しているのであれば、そもそも「一切の文書」を請求するのではなく、文書を特定して開示請求をすればよく、その場合には特定の文書につき不存在を通知することが可能であった。

なお、開示請求書の「1 開示請求書に係る公文書の件名又は内容」に記載がある「たとえば、」以降の文書等の羅列については、指し示す文書等が定かでない記載が多かったことから、請求人に問い合わせ、例示に過ぎない点を確認している。

このように文書の探索に不十分な点はなく、また、請求人の探索が不十分等の主張は具体性を欠いており、探索が不十分等の主張は当たらない。

第二に、請求人は本件非開示部分は、陳情者の電話番号及び印影を除いて、いずれも、条例第7条のいずれの号にも該当しないか、たとえ該当したとしても、開示を定めた同号ただし書全てに該当すると主張しているが、陳情理由にある氏名は、陳情者以外の第三者の氏名であって当該第三者の個人情報そのものであり、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものを非開示とする条例第7条第1号に該当する。

また、本件非開示部分が開示を定めた同条第1号ただし書に該当するかどうかであるが、本件非開示部分は、個人の氏名であり、公にされている本件陳情の文書表にも記載されていないことから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には当たらない。したがって、同条第1号ただし書イに該当しない。次に、本件非開示部分はあくまでも陳情者が記載した第三者の氏名であり、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要であるとするだけの特段の事情は認められない。したがって、同条第1号ただし書ロに該当しない。次に、公人である千葉県知事に関する情報については開示しているが、本件非開示部分である氏名は、公務員等の職務の遂行に関する情報には当たらない。

したがって、同条第1号ただし書ハに該当しない。

第三に、請求人は本件非開示部分が、陳情者の電話番号及び印影を除いて、いずれも、条例第11条に規定する公益上の理由による裁量的開示に該当すると主張しているが、本件非開示部分に記載された情報は住民の生命・財産等を保護するために公にすることが認められる等の公益上特段の必要性は認められない。したがって、条例第11条には該当しない。

第四に、請求人は報道記事の情報は当然に公開情報として扱うべきであると主張しているが、本件非開示部分はあくまでも陳情者が、報道記事を参考に記載しているであろう第三者の氏名であり、当該情報の信頼性については保証されるものではなく、慎重な扱いが求められる。本件非開示部分は、公にすることにより、個人の社会的な名誉や平穏な生活、忘れられる権利などの権利利益を侵害するおそれがあると認められるため、開示するべきではない。

したがって、請求人の主張には理由がなく、本件処分は妥当である。

4 所管課の説明に対する請求人の反論要旨

反論書における請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 都民の声について

本件審査請求の諮問に至るまで8か月、弁明書を収受してから請求人に送付するまでに半年程度を要していることは、行政の適正な運営を確保することを規定した行政不服審査法及び適正な情報公開を規定した条例の規定及び精神に違反する。

情報公開の実施機関は、一般に、文書の特定で争われた審査請求の後で、再度文書を探索する慣例や義務があるが、本件では担当課は再探索をしていない。したがって、文書の特定について不備があり、改めて文書を特定すべきである。

国会議員、都道府県議会議員、市区町村議会議員等の政治家が意見・苦情・問い合わせ等をしてきたのであれば、特別職の地方・国家公務員の職務遂行情報であり、その氏名は公表慣行があり、公になっているかそう予定されている情報である。一般市民からの問い合わせについては開示すべきでなくとも、事件の重大性から、政治家が問い合わせをすることも十分に考えられ、そのような場合は、政治資金規正法の規定からも、政治家としての公務であり、プライベートには当たらない。

また、一般国民からの意見等であっても、氏名等を非開示としたうえで、意見、要望、苦情、問い合わせの内容を開示すべきである。そして、施設所在地の自治体では問い合わせや意見や要望は情報公開請求に対して開示している。処分の内容が自治体により区々であり整合性が破綻しており、合理性がない。本件開示請求と同様の開示請求に対して他の自治体が事件に関する問い合わせや意見や要望を開示しても、処分庁の表明するおそれは現実のものとなっておらず、個人の権利利益の侵害が生じているような事実はない。重大事件に対する公権力に届いた指摘の内容を知ることが、主権者の当然の権利であり、条例第7条第1号には該当しない。

報道記事中の個人氏名については、東京都立図書館や議会図書館等その他全国の公共図書館等において公になっている情報であるから、仮に処分庁の弁明のとおりであれば、それら図書館において、当該個人の権利利益が侵害されているというべきであるが、そのような事実がない以上、条例第7条第1号には該当しないか、同号ただし書イに該当する。

(2) 陳情について

本件審査請求の諮問に至るまで8か月、弁明書を収受してから請求人に送付するまでに半

年程度を要していることは、行政の適正な運営を確保することを規定した行政不服審査法及び適正な情報公開を規定した条例の規定及び精神に違反する。

情報公開の実施機関は、一般に、文書の特定で争われた審査請求の後で、再度文書を探索する慣例や義務があるが、本件では担当課は再探索をしていない。したがって、文書の特定について不備があり、改めて文書を特定すべきである。

陳情であれ、請願であれ、重大事件に対する公権力に届いた指摘の内容を知ることが、主権者の当然の権利であり、非開示とした氏名は条例第7条第1号には該当しない。

報道記事中の個人氏名については、東京都立図書館や議会図書館等その他全国の公共図書館等において公になっている情報であるから、仮に処分庁の弁明のとおりであれば、それら図書館において、当該個人の権利利益が侵害されているというべきであるが、そのような事実がない以上、条例第7条第1号には該当しないか、同号ただし書イに該当する。

5 反論書に対する所管課の説明要旨

請求人からの反論書に対する所管課の説明を要約すると、以下のとおりである。

(1) 都民の声について

諮問の手續の遅延については、原処分が妥当であるか否かとは関係しない。

請求人の「文書の特定を争う審査請求では、文書の再探索を行う慣例や義務がある」との主張については、再探索の慣例や義務はない。請求人は「一切の文書」を請求しており、一部開示決定等の際に、既に文書の探索を慎重かつ広範に行っており再探索の必要はない。

請求人は「文書の特定に不備がある」とも主張しているが、審査請求を受け一部開示決定の再検討を行った際に、文書の特定に不備がないことを確認している。反論書においてもなお具体的な文書の存在を説明するものとはなっていないので、これ以上の文書の特定は不可能であり、請求人の主張は妥当性を欠く。

請求人は、国民からの意見等については、政治家が意見・苦情・問い合わせ等をしてきたものであればその行為は特別職の公務員の職務遂行情報であり、第7条第1号には該当しない等と主張しているが、本件公文書からは申立人が政治家であるとは確認できないため、請求人の主張は当たらない。

請求人は、一般市民からの意見であっても、他の自治体は情報公開請求に対して開示しており、処分の内容が自治体によって異なるのは整合性が破綻しており合理性がない等と主張しているが、他の自治体の処分内容にかかわらず都議会の都民の声制度の趣旨を踏まえ条例に基づき判断するものであり、申立人の個人的な考え方やプライバシーに関する情報が記載されていることから、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、非開示とすべきと判断した。

請求人は、報道記事中の個人氏名については、図書館等で公になっている情報等と主張しているが、あくまで申立人の意見中に引用された情報であり、報道記事中の情報であっても都議会が保有する公文書中に記載された情報であり、機微な個人情報として保護の必要性が高く、公にすることにより、個人の社会的な名誉や平穏な生活、忘れられる権利などの権利利益を侵害するおそれがあるため、請求人の主張は認められない。

(2) 陳情について

諮問の手續の遅延については、原処分が妥当であるか否かとは関係しない。

請求人の「文書の特定を争う審査請求では、文書の再探索を行う慣例や義務がある」との主張については、再探索の慣例や義務はない。請求人は「一切の文書」を請求しており、一部開示決定等の際に、既に文書の探索を慎重かつ広範に行っており再探索の必要はない。

請求人は「文書の特定に不備がある」とも主張しているが、審査請求を受け一部開示決定の再検討を行った際に、文書の特定に不備がないことを確認している。反論書においてもなお具体的な文書の存在を説明するものとはなっていないので、これ以上の文書の特定は不可能であり、請求人の主張は妥当性を欠く。

請求人は、重大事件に対する公権力に届いた指摘の内容を知ることが、主権者の当然の権利であり、非開示とした氏名は非開示情報には該当しないと主張しているが、公文書の個人情報の開示・非開示の判断は、事件の重大性にかかわらず、条例に基づき判断するものである。また、非開示とした氏名の記載がなくとも、陳情の内容を把握することは十分可能である。

請求人は、報道記事中の個人氏名については既に公になっている情報であるから、非開示とした氏名は条例第7条第1号には該当しないか、同号ただし書イに該当すると主張している。これについては、非開示とした氏名は報道記事をもとに陳情者が記載したであろう第三者の氏名であり、都議会が保有する公文書として開示することは、個人の社会的な名誉や平穏な生活、忘れられる権利などを侵害するおそれがあると認められる。よって、条例第7条第1号に該当し、同号ただし書イには該当しない。

6 委員会の判断

(1) 審議の経過

委員会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審議経過
平成30年12月21日	諮問
平成31年 2月25日	第1回審議（概要の説明、所管課の説明、反論書の説明、学識経験者の意見聴取）
平成31年 3月22日	第2回審議（各委員の意見表明）
平成31年 3月28日	第3回審議（処分の妥当性について検討）

(2) 学識経験者の意見

条例第24条第5項に基づき聴取した学識経験者の意見を要約すると、以下のとおりである。

ア 藤原 静雄 学識経験者

本件において特に論点となる「都民の声」中の引用報道記事及び陳情書に記載された個人の氏名について、例外的に開示すべきかを判断するには、公にされている情報として現に何人も容易に入手することができる状態に置かれている情報かどうかの観点から考える必要がある。

この点について、容疑者の氏名は、事件当時に大々的に報道され、現在でもインターネットでの検索が可能であり、公にされている情報との見方もあり得る。

一方、社会的に注目を集める出来事については、その当時は情報が公開される要請が高いものの、時の経過とともに関係者のプライバシー保護の要請が高まり、開示の利益が逃

減していくという考え方や被疑者等が社会的に復帰する権利が妨げられる情報は非公開とする考え方がある。なお、警察庁における情報公開の審査基準では、被疑者（被告人）の氏名については、開示請求から開示決定までの間に頻繁に報道されているかどうかを一つの基準としている。

これらのことを考慮すると、本件については、事件の重大性から事件当時に大々的に報道され、さらにインターネット等での検索で誰でも見られる状況にあることなどを踏まえると、事件発生後間もない時期の処分であれば容疑者の氏名は開示する判断もあり得たが、平成28年7月の事件発生から平成30年3月の開示決定まで約一年半の時間が経過していること、また開示請求から開示決定までの間に頻繁には報道されていないという見方ができることから、本件処分時点の判断として、反対の立論も十分成り立ちうるものの、処分庁が非開示としたことを不当であるとまではいえないであろう。

なお、新聞記事の写しが含まれている情報をメール等で公文書として保有していることは、新聞記事そのものを図書館で閲覧に供していることとは異なると考えられ、これを公文書として開示するに当たっては、都民の声中に引用された報道記事も陳情書も、容疑者の氏名は同様に扱うことが妥当と考える。

イ 江藤 洋一 学識経験者

個人の意見に該当する部分について、公開を前提としている陳情書は開示した一方、非公開を前提とするメールによる「都民の声」は一律に非開示としているが、非開示とした個々の意見等を詳細に見れば、個人の権利を害すると明確に判断できるものはないものの、そのおそれの有無の判断については様々な考え方があると思われる。そのおそれの有無の判断は、個別の事案ごとに判断するという考え方もあるが、ある程度画一的に行うことが公平に資するという考え方もあり、本件の画一的な行政処理に合理性がないとはいえないと考える。

個人の氏名は、そのものが個人に関する情報であり、申立人のブラウザ及びホスト名は、個人を特定するに資する内容の情報であり、いずれも個人情報として非開示としたことは妥当であるが、メール中に引用された報道記事にある氏名を非開示とする必要があったかどうかは、議論の余地がある。

これについて所管課が言及する「忘れられる権利」については、最高裁判所の判例において、児童買春事件に関するネット上の報道の削除を認めないという、個人の忘れられる権利よりも公共性を優先させたものがある。しかしながら、本件は都議会が自ら公にしているかという問題であり、同様には扱えない問題である。本件の判断の際には、事件の報道の頻度及び事件からの時間の経過の観点に加え、処分庁である都議会があえて氏名を開示することで、忘れられる権利について、一定の消極的な意思表示をすることになる点に留意する必要がある。これらを踏まえると、メールに引用された報道記事中に出てくる氏名を非開示とした処分は、知る権利と忘れられる権利が拮抗する中で、一つのあり得る態度であったと考えられる。

請求人が指摘する文書の探索が不十分との主張には、「〇〇に関する情報一切」という請求が権利の濫用にならないのかという議論もあるが、一方で、できる限りの情報を市民に開放していく姿勢も重要と考える。

ウ 西道 隆 学識経験者

都民の声は、都議会としての扱いが公表することを前提としていないのであれば、意見欄は申立人が公表を望んでいないことが考えられ、個人情報として開示すべきではなく、また報道機関の引用記事自体が意見と一体をなす個人情報という考え方もあり得たと思われる。

「都民の声」に引用された報道記事中の個人の氏名は個人情報であるが、事件発生当時にその氏名が報道されており、公になっているものとして、開示してもよいという考え方は取り得ないとはいえない。しかし、公になっているかの判断においては、重大事件でかつ事件当時報道されていた情報であったとしても、事件後1年半が経過した状況下においては、開示請求から開示決定までの間に頻繁に報道されていたかどうかを考慮すべきである。

また、被疑者や被告人にも、その氏名について忘れられる権利、あるいは権利性まで高められないにしても事件に関する関心から離れた地位は考慮されるべきであり、さらに、本件公文書中の氏名は都議会が主体的に公開した情報でないことも踏まえると、仮に重大事件で一部報道されていたものだとしても慎重に取り扱う必要がある。

これらのことを総合的に考慮すると、本件について処分庁は、条例の解釈、適用において誤りがあったとはいえないと考える。

「都民の声」中の事件の被害者の氏名は、それほど流布されていた氏名とは認められないため、ただし書の例外規定の適用はなく、申立人のブラウザ及びホスト名は、特定の個人にたどり着くことができる情報として、いずれも個人情報に該当する。

また、陳情書の陳情理由にある氏名についても、都民の声の氏名と同様の視点から非開示としてしかるべきである。

公益上の理由による裁量的開示については、本件の非開示情報に目を通した限りでは、公益上特に必要があるという理由が特に見当たらないと考える。

文書の探索については、処分庁は期間を延長し十分探索したとのことであり、請求人において該当文書を具体的に特定していない中では、処分庁の探索が不十分とはいえないと考える。

なお、請求人が主張する諮問の遅延については、本件審査請求の手続きの違法性の議論であって、開示・非開示の本件審査を行う段階で議論すべき問題ではないと考える。

(3) 委員会の判断

委員会は、本件審査請求に係る公文書並びに所管課の説明及び請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 都民の声及び陳情について

(ア) 都議会における都民の声の取扱い等について

都民の声とは、東京都議会広聴実施要綱（平成12年12月1日付議広第123号）第2（1）に規定される口頭、文書又は電磁的記録により都議会に寄せられた都民の苦情又は任意の意見の申し出である。

都議会に寄せられた都民の声には、広報課又はその内容に関する業務の担当課が対応する。対応後、担当課は対応した内容を広報課に報告し、広報課は全ての都民の声に受付番号を付して管理している。

なお、個々の都民の声の内容は一般に公表していない。

(イ) 都議会における請願・陳情の取扱い等について

請願については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第124条に、その基本的な手続が規定されており、都議会に対して請願を提出する場合は、都議会議員の紹介を必要とする。陳情については、議員の紹介がない事実上の要望行為であるが、東京都議会会議規則（昭和31年東京都議会議決）第91条で「陳情書の内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理する。」と定め、請願に準じて取り扱っている。

請願の例により処理することとした陳情は、その内容を所管する委員会に付託し、委員会での審査後、本会議において、採択又は不採択等の決定を行う。

なお、委員会での審査は、原則としてその要旨を適切に記載した文書表により行う。

文書表の作成に当たっては、請願・陳情書の原本に条例第7条各号に該当する非開示情報が記載されているときは、同条例の趣旨を踏まえ、秘密保持のための適切な措置を講じている。

文書表は、東京都議会図書館等において公開している。

イ 本件開示請求及び審査請求対象部分について

本件開示請求は、神奈川県立の障害者施設において平成28年7月に発生した事件に関する情報一切の開示を求めるものである。

所管課は、「都民の声 28年度分 受付番号 1361番」、「都民の声 28年度分 受付番号 3329番」、「都民の声 28年度分 受付番号 3537番」及び「都民の声 29年度分 受付番号 900番」の都民の声4件（以下、「本件都民の声」という。）を本件対象公文書として特定し、申立人のご意見・ご要望、第三者氏名（都民の声の申立人氏名及び申立人以外の第三者氏名）及び送信機器等の情報（申立人のメールアドレス、ブラウザ及びホスト名）について、条例第7条第1号の個人情報に該当するとして、非開示とする一部開示決定を行った。

また、「28第72号 障がい者虐待の防止の強化等を求める陳情」（以下、「本件陳情」という。）を本件対象公文書として特定し、陳情理由にある氏名について、条例第7条第1号の個人情報に該当するとして、陳情者の電話番号及び印影について、条例第7条第1号の個人情報及び条例第7条第6号の犯罪予防情報に該当するとして、非開示とする一部開示決定を行った。

請求人は、所管課が非開示とした部分のうち、本件都民の声については、申立人のご意見・ご要望、申立人以外の第三者氏名、申立人のブラウザ及びホスト名、本件陳情については、陳情理由にある氏名（以下、併せて「本件非開示情報」という。）の開示を求めている。

ウ 条例の定めについて

条例第7条第1号本文は「個人に関する情報（第9号及び第10号に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報として規定している。また、同号ただし書は、「イ 法令、条例又は東京都議会会議規則（昭和31年東京都議会議決。以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予

定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例第11条は「議長は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」旨規定している。

エ 本件対象公文書の特定の妥当性について

請求人は、文書の探索が不十分である、文書の特定に不備がある等と主張しているが、本件開示請求に対しては、一部開示決定とした公文書のほか、本件開示請求に係る事件に関する情報が含まれる本会議議事録や委員会速記録等の多数の公文書を特定し、教示しており、慎重かつ広範に探索しているという所管課の主張には合理性がある。

一方、請求人は、文書の特定について、具体的な文書の存在を主張しておらず、請求人の主張に基づき、文書を探索し、特定することは困難であると認められる。

以上のことを勘案すると、対象公文書の特定に関する所管課の説明に不自然、不合理な点は見られず、本件対象公文書や教示した公文書以外に本件開示請求の対象として特定すべき文書が存在する事情が見当たらないことから、本件対象公文書の特定は、妥当であると認められる。

オ 本件非開示部分の非開示妥当性について

(ア) 本件都民の声中の申立人のご意見・ご要望、申立人以外の第三者氏名、申立人のブラウザ及びホスト名について

a 条例第7条第1号（個人情報）該当性

委員会が見分したところ、本件都民の声は、本件開示請求に係る事件に関する情報の記載がある文書として認められ、いずれもメールによって都議会に送付されている。また、その中には、非開示とした都民の声の申立人の氏名及びメールアドレスのほか、本件非開示情報である申立人のご意見・ご要望、申立人以外の第三者氏名、申立人のブラウザ及びホスト名が認められた。また、本件都民の声のうち2件については、申立人のご意見・ご要望に報道記事が引用されており、引用した報道記事は全体が開示されているが、その報道記事中に申立人以外の第三者氏名として、非開示とした容疑者、被害者及び被害者の家族の氏名（として記載された氏名）が認められた。

(a) 申立人のご意見・ご要望について

申立人のご意見・ご要望については、委員会が見分したところ、申立人の個人的な考え方やプライバシーに関する情報が記載されていると認められる。また、都議会における都民の声の取扱いが個々の内容を公表することを前提として申立人に案内・周知をしておらず、申立人が公表を望んでいないことがあり得ることからも、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第1号本文に該当する非開示情報であるといえる。

そこで、条例第7条第1号ただし書該当性について検討する。

まず、都民の声は、都議会の制度であり、その内容である申立人のご意見・ご要

望を法令等により公にする根拠はなく、また、個別の内容を公表していないことから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報にも当たらず、条例第7条第1号ただし書イに該当しない。

次に、ご意見・ご要望の内容は、委員会が見分したところ、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとは認められないことから、条例第7条第1号ただし書ロに該当しない。

次に、ご意見・ご要望の申立人は、委員会が見分したところ、公務員等であることを確認できず、ご意見・ご要望を公務員等の職務遂行情報とは認められないことから、条例第7条第1号ただし書ハに該当しない。

したがって、本件非開示情報である申立人のご意見・ご要望は、条例第7条第1号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示が妥当である。

(b) 申立人以外の第三者氏名について

申立人以外の第三者氏名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものと認められる。

また、容疑者、被害者及び被害者の家族の氏名は、機微な個人情報として保護の必要性が高く、公にすることにより、個人の社会的な名誉や平穏な生活、一般に「忘れられる権利」と称される法益などの個人のプライバシーを侵害するおそれがあると認められる。

さらに、本件公文書中に引用された報道記事は、都議会が直接取得・管理する情報ではなく、公文書として開示するに当たっては慎重な取扱いが必要とする所管課の主張は是認できる。

よって、申立人以外の第三者氏名は、条例第7条第1号本文に該当する。

そこで、条例第7条第1号ただし書該当性について検討する。

まず、容疑者の氏名であるが、本件開示請求に係る事件の発生時には広く報道され、現在においても容易に入手することが可能な情報であると認められる。

しかしながら、容疑者の氏名は、個人の過去の犯罪に関する情報という機微な個人情報であり、捜査機関の発表や報道により一旦公にされたことをもって、その後は公にされている情報として画一的に扱うべきではなく、開示請求が出される都度、時間的経過も踏まえ、その時点において公にされている情報に該当するか否かを個別に判断すべきである。

本件についてこの点を検討すると、開示請求から開示決定までの期間（平成30年2月から3月まで）においては、事件発生（平成28年7月）から約1年半が経過しており、また公的機関等から容疑者に関する新たな発表があった等の特段の事情は確認されず、容疑者の氏名に関する報道が頻繁になされていたとは認められない。

このような状況に鑑みると、容疑者の氏名は、本件開示決定が事件発生後間もない時期の処分であれば、現に公にされているとして開示する判断もあり得たと思われるが、事件発生後1年半が経過した本件処分時点の判断としては、機微な個人情報を公にされていないとして条例第7条第1号ただし書イに該当しないと判断することが不当であったとはいえない。

次に、被害者及び被害者の家族の氏名であるが、過去に報道された情報とは認め

られるが、現に何人も容易に入手することができるほど流布されている情報とはいえず、公にされている情報とは認められないことから、条例第7条第1号ただし書イに該当しない。

次に、容疑者、被害者及び被害者の家族の氏名は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとは認められないことから、条例第7条第1号ただし書ロに該当しない。

次に、氏名は、公務員等の職務遂行情報ではないことから、条例第7条第1号ただし書ハに該当しない。

したがって、本件非開示情報である申立人以外の第三者氏名は、条例第7条第1号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示が妥当である。

(c) 申立人のブラウザ及びホスト名について

申立人のブラウザ及びホスト名については、メールの送信者である申立人の個人に関する情報であり、他の情報と照合することで特定の個人を識別することが可能となる情報であると認められることから、条例第7条第1号本文に該当する。

そこで、条例第7条第1号ただし書該当性について検討する。

まず、申立人のブラウザ及びホスト名は、個人情報として適正に管理すべきであり、公にすべき情報ではないことから、条例第7条第1号ただし書イに該当しない。

次に、申立人のブラウザ及びホスト名は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとは認められないことから、条例第7条第1号ただし書ロに該当しない。

次に、申立人のブラウザ及びホスト名は、公務員等の職務遂行情報ではないことから、条例第7条第1号ただし書ハに該当しない。

したがって、本件非開示情報である申立人のブラウザ及びホスト名は、条例第7条第1号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示が妥当である。

b 条例第11条（公益的裁量開示）該当性

条例第11条に規定する公益的裁量開示とは、対象公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要であると認めるとき、つまり非開示として保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合には、高度の裁量によって開示することができることを規定したものである。

本件非開示情報である申立人のご意見・ご要望、申立人以外の第三者氏名、申立人のブラウザ及びホスト名については、いずれも個人情報として保護される利益に優越する特段の公益上の理由は認められず、裁量的開示を行わなかったことは妥当である。

以上により、本件都民の声の本件非開示情報である申立人のご意見・ご要望、申立人以外の第三者氏名、申立人のブラウザ及びホスト名は、条例第7条第1号（個人情報）に該当すると認められ、非開示としたことは妥当である。

(イ) 本件陳情中の陳情理由にある氏名

a 条例第7条第1号（個人情報）該当性

委員会が見分したところ、本件陳情は、本件開示請求に係る事件に関する情報の記載がある文書として認められ、その中には、非開示とした陳情者の電話番号及び印影のほか、本件非開示情報である陳情理由にある氏名が認められた。陳情理由にある氏名としては、本件開示請求に係る事件の容疑者の氏名（として記載された氏名）が認められた。また、陳情の中に、開示請求に係る事件とは別の施設における事件に関する記述があり、その記述中に別の施設における事件に関する被告人及び社会福祉法人の職員の氏名（として記載された氏名）が認められた。

陳情理由にある氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものと認められる。

また、陳情理由にある氏名は、公にすることにより、個人の社会的な名誉や平穏な生活、一般に「忘れられる権利」と称される法益などの個人のプライバシーを侵害するおそれがあると認められる。

さらに、本件公文書中の氏名は、報道記事を参考に記載しているであろう第三者の氏名であり、都議会が直接取得・管理する情報ではないことから、当該情報の信頼性を担保できず、公文書として開示するに当たっては慎重な取扱いが必要とする所管課の主張は是認できる。

よって、陳情理由にある氏名は、条例第7条第1号本文に該当する。

そこで、条例第7条第1号ただし書該当性について検討する。

陳情理由にある氏名については、公にしている本件陳情の文書表にも記載しておらず、都議会として公にしている情報ではない。

また、容疑者の氏名であるが、本件開示請求に係る事件の発生時には広く報道され、現在においても容易に入手することが可能な情報であると認められる。

しかしながら、容疑者の氏名は、個人の過去の犯罪に関する情報という機微な個人情報であり、捜査機関の発表や報道により一旦公にされたことをもって、その後は公にされている情報として画一的に扱うべきではなく、開示請求が出される都度、時間的経過も踏まえ、その時点において公にされている情報に該当するか否かを個別に判断すべきである。

本件についてこの点を検討すると、開示請求から開示決定までの期間（平成30年2月から3月まで）においては、事件発生（平成28年7月）から約1年半が経過しており、また公的機関等から容疑者に関する新たな発表があった等の特段の事情は確認されず、容疑者の氏名に関する報道が頻繁になされていたとは認められない。

このような状況に鑑みると、容疑者の氏名は、本件開示決定が事件発生後間もない時期の処分であれば、現に公にされているとして開示する判断もあり得たと思われるが、事件発生後1年半が経過した本件処分時点の判断としては、機微な個人情報を公にされていないとして条例第7条第1号ただし書に該当しないと判断することが不当であったとはいえない。

なお、非開示とする範囲は、知る権利と一般に「忘れられる権利」と称される法益などのプライバシー権が拮抗する中で、時代の要請により絶えず見直す必要があり、その際には、陳情の審査が常任委員会等の公の場で行われていることに留意し、慎重に判断を行うことが望ましい。

次に、被告人及び社会福祉法人の職員の氏名であるが、過去に報道された情報とは認められるが、現に何人も容易に入手することができるほど流布されている情報とは

いえず、公にされている情報とは認められないことから、条例第7条第1号ただし書イに該当しない。

次に、陳情理由にある氏名は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとは認められないことから、条例第7条第1号ただし書ロに該当しない。

次に、氏名は、公務員等の職務遂行情報ではないことから、条例第7条第1号ただし書ハに該当しない。

したがって、本件非開示情報である陳情理由にある氏名は、条例第7条第1号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示が妥当である。

b 条例第11条（公益的裁量開示）該当性

条例第11条に規定する公益的裁量開示とは、対象公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要であると認めるとき、つまり非開示として保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合には、高度の裁量によって開示することができることを規定したものである。

本件非開示情報である陳情理由にある氏名については、いずれも個人情報として保護される利益に優越する特段の公益上の理由は認められず、裁量的開示を行わなかったことは妥当である。

以上により、本件陳情の本件非開示情報である陳情理由にある氏名は、条例第7条第1号（個人情報）に該当すると認められ、非開示としたことは妥当である。

カ 諮問の遅延について

委員会は、審査請求の対象となっている一部開示決定の妥当性について審議を行う場である。請求人が主張している諮問の遅延は、その妥当性に影響を与えるものではないと認められるため、委員会は、その主張について審議する立場にない。

その他、請求人は種々主張しているが、いずれも委員会の判断を左右するものではない。

よって、「1 委員会の結論」のとおり判断する。

以上

本件開示請求

神奈川県立〇〇園で平成28年7月〇〇日頃に起きた〇〇事件に関する情報一切。たとえば、議員や政党や政治団体宛ての文書、議員や政党や政治団体からの文書、パネル等の使用に関する文書、議員質問に関する文書、再質等の文書、起案、議事録・会議報告書、警察や議会や国や市等からの文書、警察や議会や国や市等宛ての文書、プレスリリース、アンケート、広報およびインターネット上の公表の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、記者会見、会見に係る支出の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書およびそれに相当する文書、贈与等報告書、電話またはその他のメモ、取材の依頼文、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、再発防止策、市民や政治家や弁護士や団体やマスコミ等からの問い合わせ及びそれらへの回答や回答の経緯、意見・苦情・抗議・声明・通報に関する文書、上記の添付文書、上記の関連文書、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外については、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。また、事案の移送もお願いいたします。